

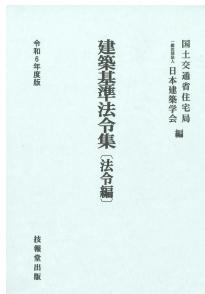
使用可能法令集について

建築基準適合判定資格者検定において使用可能な法令集は以下のとおりです。

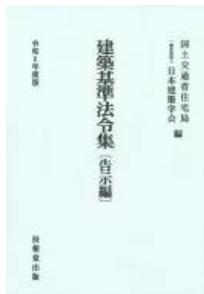
☑ チェックポイント 1 使用可能な法令集か



国土交通六法
(社会資本整備編)
東京法令出版 発行



建築基準法令集
(法令編) (告示編)
技報堂 発行



基本建築関係法令集
(法令編) (告示編)
井上書院 発行



建築設備関係法令集
井上書院 発行



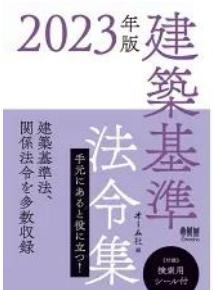
建築基準法規集
新日本法規出版 発行



基本建築基準法関係法令集
建築資料研究社
日建学院 発行



建築基準法関係法令集
建築資料研究社
日建学院 発行



建築基準法令集
オーム社 発行



建築基準関係法令集
TAC出版 発行



建築基準法関係法令集
(法令編) (法令編S) (告示編)
総合資格学院 発行

※その他使用可能なもの
建築六法、全国加除法令出版 発行、建築基準法令集（様式編）技報堂発行

検定会場への持込は認められません。

はい いいえ

☑ チェックポイント 2 法令集は1冊のみか

複数冊の持込が認められる例

- ・A出版社「法令集」とA出版社の「告示編」
 - ・A出版社「法令集」とB出版社の「告示編」
 - ・A出版社「法令集(告示の一部)」とA出版社の「告示編」
 - ・A出版社「法令集(告示の一部)」とB出版社の「告示編」
- ※いずれの場合も出版年がそれぞれ異なっていても可。

はい いいえ

使用可能法令集について

□チェックポイント3 認められる書き込み等の範囲

1. 条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと(条文等の省略は認められる)
2. 次に掲げる簡単な書き込み及び印刷以外に解説等を付していないこと
 - イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示(法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする)
 - ロ. 改正年月日
 - ハ. アンダーライン
 - ニ. ○、△、×の記号

はい → 消す、塗りつぶすなど、是正対応が必要となります。
いいえ

□チェックポイント4 会場での法令集チェック

検定当日、会場にて事務局によるチェックを受けた法令集のみ使用が認められます。
チェックポイント3で認められていない書き込み等については担当官の指示に従い、是正を行ってください。

はい → チェックを受けていない法令集を使用した場合、退場を命じます。
いいえ

建築基準適合判定資格者検定へ

Q & A

Q 1. 法令集の持ち運び等がしやすいように、1冊の法令集を2分割に切って使用している場合、1冊として認められますか。

A 1. 1冊の法令集を単純に分割しているものであれば、1冊として持込可能です。ただし、条文の入れ替えや挿入がされている場合は、認められません。

Q 2. 法令集（告示が一部掲載されているもの）と告示編（告示のみ）との組み合わせは持ち込みOKですか。

A 2. 一部の告示は重複いたしますがチェックポイント2に記載のとおり、1セットとして認められます。その場合、出版社がそれぞれ異なっていても認められます。

Q 3. 考査Aと考査Bで使用する法令集を分けることは可能ですか。

A 3. 双方とも法令集チェックを受けていれば認められます。ただし、同時使用は認められないため、使用しない法令集を事務局に預けることが必要です。

Q 4. 出版社が発行している正誤表や追録の持ち込みは可能ですか。

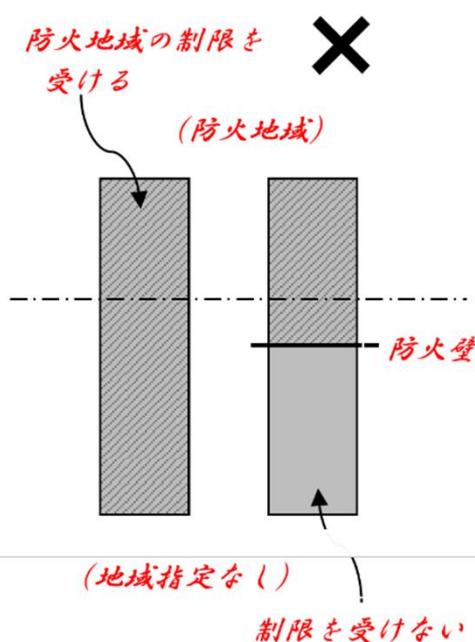
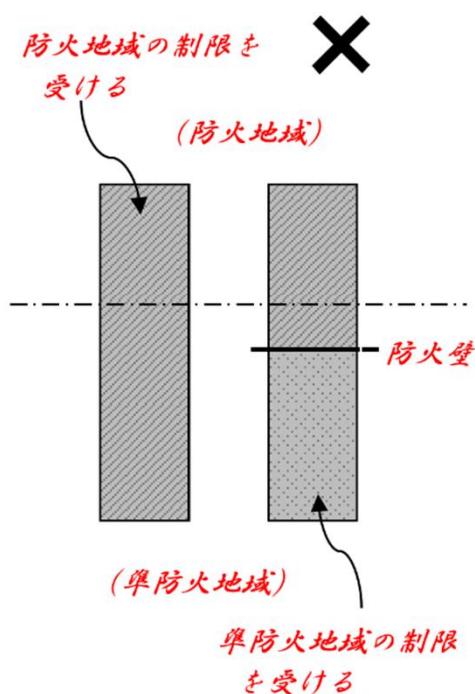
A 4. 正誤表の持ち込みは認められませんので、必要な方は正誤表における正しい標記を法令集に書き写して下さい。追録は法令集にそのまま挟み込んであれば持ち込み可能です。切り貼りしたもの等は認められません。

(参考)書き込み例

●認められない書き込み等の例(解説を付した場合)

法65条

建築基準法 第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途



で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通じて火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は扉で、高さ2m以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては、この限りでない。（よ）（ト）④

政令で定める基準＝
令136条の2 ⇔
410
大臣が定め＝令元国
交告194 ⇔ 告示編
235

第62条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。（ト）（レ）（ネ）④

政令＝令136条の2
の2 ⇔ 412
大臣が定め＝平12建
告1365 ⇔ 773/ ⇔
告示編243

（隣地境界線に接する外壁）

第63条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

④

（看板等の防火措置）

第64条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。④
(建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)

第65条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部についてそれぞれ防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。（よ）④

防火壁＝令113条 ⇔
328

2 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。（よ）

（第38条の準用）

第66条 第38条の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対するこの節の規定及びこれに基づく命令の規定の適用について準用する。（シ）④

第5節の2 特定防災街区整備地区(ノ)

(特定防災街区整備地区)

第67条 特定防災街区整備地区内にある建築物は、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。（ノ）（シ）④

特定防災街区整備地
区＝密集市街地整
備法31条 ⇔ 1221